

修士課程

1. 履修上の注意

法学研究科では、2017年度より、修士課程においてsemester制、コースワークおよびリサーチワーク制を導入しました。

(1) 修了要件

- 修士論文による修了

課程修了には、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

- リサーチペーパーによる修了

課程修了には、2年以上在学し、36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、リサーチペーパーの審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

(2) 修了所要単位および履修上の指示

下表のとおり、コースワーク科目から16単位以上、リサーチワーク科目のうち演習科目から8単位以上、論文指導科目から8単位以上、修得することが推奨されます。

科目区分	分野	科目群	履修上の指示	推奨する修得単位数	修了所要単位
コースワーク	共通 基礎法 公法 民法 社会法 刑事法	リーガル・リサーチ	日本語を母国語としない留学生は、1年次に履修すること（在学中1回目であれば2年次での履修も可）。	16単位以上	32単位以上（リサーチペーパーの場合は36単位以上）
		法律学原典研究			
		特殊講義			
リサーチワーク	基礎法 公法 民法 社会法 刑事法	演習		8単位以上	
		論文指導Ⅰ	1年次に履修	8単位以上	
		論文指導Ⅱ			
		論文指導Ⅲ	2年次に履修		
		論文指導Ⅳ			

※研修生は、論文指導科目を履修できません。

※他専攻が設置する科目を履修した場合、10単位を上限として、修了所要単位に含めることができます。

(3) ガイドライン型のコース制導入について

2017年度よりガイドラインとしてのコースを設定し、研究者養成コース、高度職業人養成コース、特定課題研究コースを設けます。ガイドライン型であるため、特定のコース登録の必要はありません。また、コースごとの固有の修了要件は定めておりません。

- 研究者養成コース

特に科目は指定しませんので、指導教員と相談の上、履修科目を決定してください。ただし、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

• 高度職業人養成コース

進路に応じて以下の科目を中心に履修することが推奨されます。この他に、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

業種別履修モデル

領域	業種	科目
法律専門職養成	司法書士、裁判所事務官、等	憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、等
会社法務専門家養成	企業法務、人事法務	民法、商法、労働法、知的財産法、倒産法、経済法、英米法、等
公法法務専門家養成	公務員、行政書士、税理士、社会保険労務士	憲法、民法、行政法、国際法、社会保障法、等
国際法務専門家養成	国際機関職員、公務員、等	国際法、国際私法、法律学原典研究、比較法、英米法、等

• 特定課題研究コース

特に科目は指定しませんので、指導教員と相談の上、履修科目を決定してください。ただし、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

(4) リサーチペーパーによる修了について

2017年度以降入学者より、リサーチペーパー（字数は400字×50枚程度）による修了を認めます。

リサーチペーパーとは、適切に特定の研究テーマを設定し、そのテーマに関する学説・判例等の調査および分析を行うものです。審査にあたってはこれらの学説・判例等の調査および分析が十分行われているか、すなわち、問題探求能力、リサーチ能力、および、論文としての形式的要件を満たしているかが主として問われ、将来研究者となるために必要な外国法研究能力などを必ずしも問いません。ただし、専攻分野によっては外国法研究能力が問われることがありますので、リサーチペーパーを執筆する場合には構成や内容について事前に指導教員とよく相談してください。

リサーチペーパーによる修了を希望する場合には、指導教員とよく相談した上で、2年次の「修士論文予備登録」手続きにおいてリサーチペーパーを選択する旨を申請してください。また、リサーチペーパーによる修了を希望する場合にも、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

ただし、博士後期課程への進学を希望する学生は必ず修士論文を執筆するようにしてください。

(5) 大学院研究科共通科目「日本語論文作成A」「日本語論文作成B」の履修について

留学生を対象とした日本語論文作成のための大学院研究科共通科目「日本語論文作成A」「日本語論文作成B」を開講します。受講希望者は「大学院研究科共通 日本語科目」の項を参照してください(199ページ)。

大学院研究科共通科目「日本語論文作成A」「日本語論文作成B」の単位は、修了要件に含まれません。

(6) 大学院研究科共通科目 プレFD科目「研究者のための教授法演習」の履修について

博士後期課程在学学生および博士後期課程進学希望の修士課程在学学生を対象として「研究者のための教授法演習」を開講します。

※博士後期課程在学学生の履修を優先とし、定員に余裕がある場合には、修士課程在学学生の履修を認めます。

受講希望者は「研究科共通 プレFD科目」の項を参照してください(200ページ)。「研究者のための教授法演習」の単位は、修了要件に含まれません。

(7) 研究倫理確認について

実施する調査研究が、法政大学研究倫理規定に合致していることを研究倫理審査委員会が確認する機会を設けています。

審査は必須ではなく、希望する方が受審できる制度です。審査申請手続き方法は、大学院・法学研究科ウェブサイトをご確認ください。

2. 授業科目一覧

【連続】：前年度までに単位を修得した後も続けて履修できる科目

【重複】：同じ年度に同じ名称の科目を複数履修できる科目

【他専攻】：他専攻の学生が履修できる科目

授業科目	単位	連続	重複	他専攻	備考
リーガル・リサーチ	2				
法律学原典研究（仏語）Ⅰ	2	○		○	学部「外国書講読（仏語）Ⅰ」と合同
法律学原典研究（仏語）Ⅱ	2	○		○	学部「外国書講読（仏語）Ⅱ」と合同
憲法特殊講義Ⅰ	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅰ」と合同開講
憲法特殊講義Ⅱ	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅱ」と合同開講
行政法特殊講義Ⅰ	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅰ」と合同開講
行政法特殊講義Ⅱ	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅱ」と合同開講
民法特殊講義Ⅰ	2	○		○	
民法特殊講義Ⅱ	2	○		○	
民法特殊講義Ⅲ	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同開講
民法特殊講義Ⅳ	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講
民法特殊講義Ⅴ	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同開講
民法特殊講義Ⅵ	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講
商法特殊講義Ⅰ	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同開講
商法特殊講義Ⅱ	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講
商法特殊講義Ⅲ	2	○		○	
商法特殊講義Ⅳ	2	○		○	
商法特殊講義Ⅴ	2	○		○	
商法特殊講義Ⅵ	2	○		○	
労働法特殊講義Ⅰ	2	○		○	
労働法特殊講義Ⅱ	2	○		○	
社会保障法特殊講義Ⅰ	2	○		○	
社会保障法特殊講義Ⅱ	2	○		○	
憲法演習Ⅰ	2	○		○	
憲法演習Ⅱ	2	○		○	
行政法演習Ⅰ	2	○		○	
行政法演習Ⅱ	2	○		○	
憲法論文指導Ⅲ	2	○		○	
民法演習Ⅰ	2	○		○	
民法演習Ⅱ	2	○		○	
民法演習Ⅲ	2	○		○	
民法演習Ⅳ	2	○		○	
商法演習Ⅰ	2	○		○	
商法演習Ⅱ	2	○		○	
商法演習Ⅳ	2	○		○	
商法演習Ⅴ	2	○		○	
商法演習Ⅵ	2	○		○	

授業科目	単位	連続	重複	他専攻	備考
民法論文指導Ⅰ	2	○		○	
民法論文指導Ⅱ	2	○			
民法論文指導Ⅲ	2	○			
民法論文指導Ⅳ	2	○			
商法論文指導Ⅰ	2	○			
商法論文指導Ⅱ	2	○			
商法論文指導Ⅲ	2	○			
商法論文指導Ⅳ	2	○			
労働法演習Ⅰ	2	○		○	
労働法演習Ⅱ	2	○		○	
労働法論文指導Ⅲ	2	○			
労働法論文指導Ⅳ	2	○			
修士論文					
リサーチペーパー					

※法政大学大学院学則の授業科目一覧表に記載のある科目で、上記一覧表に記載のない科目は、2026年度休講です。

3. 講義概要について

授業科目の講義概要および教員の主要研究業績については、Web シラバスを参照してください。

Web シラバス URL : <https://syllabus.hosei.ac.jp/>

4. 修士学位請求論文の審査基準

【修士論文】

(1) 分量

25,000 字以上とする。

(2) 評価基準

- ①法学の分野における基礎的な研究能力が示されていること、又は
- ②高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては、具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし、最終的な評価は、研究科教授会に一任される。

- ① 修士論文の対象とするにふさわしい研究テーマ及び研究方法が、先行研究を踏まえて適切に設定されていること。
- ② 当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が必要かつ十分に行われていること。その際、専攻分野において修士論文に標準的に求められる程度の外国法に関する資料の調査及び分析が含まれていること。
- ③ 研究資料の読解・分析・解釈が精確であること。
- ④ 既存の研究に独自の知見を加えたり、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有したりするなど、新規な研究成果と呼ぶにふさわしい一定の要素を含んでいること。
- ⑤ 論理的に一貫した構成と内容を有し、全体としてよくまとめられていること。
- ⑥ 章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

【リサーチペーパー】

(1) 分量

20,000 字程度を基準とする。

(2) 評価基準

- ① 法学の分野における基礎的な調査分析能力が示されていること、又は
- ② 高度の専門性が求められる職業を担うに十分な能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては、具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし、最終的な評価は、研究科教授会に一任される。

- ① リサーチペーパーの対象とするにふさわしい研究テーマが設定されていること。
- ② 当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が適切に行われていること。その際、リサーチペーパーでは必ずしも外国法研究は求められないものの、専攻分野によっては、一定水準以上の外国法調査・分析能力が示されていること。
- ③ 論理的に一貫した構成と内容を有し、全体としてよくまとめられていること。
- ④ 章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

【修了までのスケジュール】

	1年次	2年次
4月上旬 中旬	履修科目確定・登録 1年次「履修計画」提出	2年次「履修計画」を提出
5月上旬 末	指導教員承認届提出	学位論文作成計画の提出 指導教員承認届提出
6月上旬	研究計画の提出	修士論文（リサーチペーパー含む）予備登録（9月修了）
7月上旬 中旬 下旬から8月上旬		修士論文提出締切（9月修了） 修士論文口述試験（9月修了） 研究科教授会による合否判定（9月修了）
9月上旬 中旬		9月修了発表 修士学位授与（9月修了）
10月中旬から下旬		修士論文（リサーチペーパー含む）予備登録（3月修了）
1月上旬 下旬	研究成果報告	修士論文提出締切（3月修了） 修士論文口述試験（3月修了）
1月～2月		研究科教授会による合否判定（3月修了）
3月中旬 下旬		3月修了発表 修士学位授与（3月修了）

博士後期課程

1. 履修上の注意

(1) 修了所要単位

履修区分	修了所要単位
論文指導科目	12 単位以上修得
選択科目	8 単位以上修得
博士論文	—
合計	20 単位以上修得

※課程修了には、単位の修得のほか博士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

(2) カリキュラムおよび履修上の指示

履修区分	分野	科目群	履修上の注意	修了所要単位	
論文指導科目 (リサーチワーク)	基礎法 公法 民事法 社会法 刑事法	特研演習 I	1 年次に履修	12 単位以上 (12 単位を超える単位は 選択科目に振り替えるこ とができる)	20 単位 以上
		特研演習 II			
		特研演習 III	2 年次に履修		
		特研演習 IV			
		特研演習 V	3 年次に履修		
		特研演習 VI			
選択科目 (コースワーク)	基礎法 公法 民事法 社会法 刑事法	特殊研究		8 単位以上	

(3) 論文指導科目の履修について

指導教員が開講する特研演習を履修してください。12 単位を超えて修得した科目の単位は選択科目に振り替えることができます。

(4) 選択科目について

選択科目は原則として修士課程の特殊講義と合同で開講します。ただし、修士課程とは評価基準が異なりますのでご注意ください。また、同じ年度に同一名称の科目を複数履修することはできません。

(5) 修士課程設置科目の履修について

修士課程設置科目は修了要件には含まれませんが、自由に履修することができます。他専攻が設置する修士課程設置科目についても同様です。

(6) 大学院研究科共通科目 プレ FD 科目「研究者のための教授法演習」の履修について

博士後期課程在学学生および博士後期課程進学希望の修士課程在学学生を対象として「研究者のための教授法演習」を開講します。受講希望者は「研究科共通 プレ FD 科目」の項を参照してください(200 ページ)。「研究者のための教授法演習」の単位は、修了要件に含まれません。

2. 授業科目一覧

授業科目	単位	備考
公法特殊研究Ⅰ	2	修士「憲法特殊講義Ⅰ」科目と合同開講
公法特殊研究Ⅰ	2	修士「行政法特殊講義Ⅰ」科目と合同開講
公法特殊研究Ⅱ	2	修士「憲法特殊講義Ⅱ」科目と合同開講
公法特殊研究Ⅱ	2	修士「行政法特殊講義Ⅱ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅰ	2	修士「民法特殊講義Ⅴ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅰ	2	修士「民法特殊講義Ⅲ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅰ	2	修士「商法特殊講義Ⅰ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅱ	2	修士「民法特殊講義Ⅵ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅱ	2	修士「民法特殊講義Ⅳ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅱ	2	修士「商法特殊講義Ⅱ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅲ	2	修士「商法特殊講義Ⅲ」科目と合同開講
民法法特殊研究Ⅳ	2	修士「商法特殊講義Ⅳ」科目と合同開講
憲法特研演習Ⅴ	2	
憲法特研演習Ⅵ	2	
行政法特研演習Ⅴ	2	
行政法特研演習Ⅵ	2	
商法特研演習Ⅴ	2	修士「商法論文指導Ⅰ」と合同開催
商法特研演習Ⅵ	2	修士「商法論文指導Ⅱ」と合同開催
民法法特研演習Ⅴ	2	
民法法特研演習Ⅵ	2	修士「商法特殊講義Ⅲ」科目と合同開講
博士論文		

※法政大学大学院学則の授業科目一覧表に記載のある科目で、上記一覧表に記載のない科目は、2026年度休講です。

3. 講義概要について

授業科目の講義概要および教員の主要研究業績については、Web シラバスを参照してください。

Web シラバス URL : <https://syllabus.hosei.ac.jp/>

4. 博士学位請求論文の審査基準

(1) 分量

10万字以上とする。

(2) 評価基準

法学の分野において、研究者として自立的な研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識並びに研究成果を外部に発表できる能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては、具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし、最終的な評価は、審査委員会に一任される。

- ①博士論文の対象とするにふさわしい研究テーマ及び研究方法が、先行研究を踏まえて適切に設定されていること。
- ②当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が必要かつ十分に行われていること。その際、専攻分野において博士論文に標準的に求められる程度の外国法に関する資料の調査及び分析が含まれていること。
- ③研究資料の読解・分析・解釈が精確であること。
- ④既存の研究に独自の知見を加えたり、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有したりするなど、新規な研究成果と呼ぶにふさわしい内容を十分に有するものであること。
- ⑤論理的に一貫した構成と内容を有し、ひとつのまとまった研究としての十分な体系性を有していること。
- ⑥章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

(4) 修了までのスケジュール

	1年次	2年次	3年次
4月中旬	1年次「履修計画」を提出	2年次「履修計画」を提出	3年次「履修計画」を提出
5月上旬 末	指導教員承認届提出	学位論文作成計画の提出 指導教員承認届提出	学位論文作成計画の提出 指導教員承認届提出
6月上旬	研究計画の提出		
9月上旬 末			指導教員との打ち合わせ 博士学位申請締切（事務窓口提出）
10月上旬 下旬			審査委員会による受理審査 受理の可否の決定
11月上旬			審査小委員会による論文審査
	(1月下旬) 研究成果報告書の提出	(1月下旬) 研究成果報告書の提出	審査・最終試験 審査委員会の審議 学位授与の決定 学位の授与